

特別養護老人ホーム 一つ森 運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人愛染会が開設する特別養護老人ホーム一つ森（以下「施設」という）が行う施設サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、常に適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるようになることを目指すものとする。

2. 事業の提供にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3. 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条

事業を行う施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム 一つ森
- 二 所在地 秋田市上北手荒巻字鳥越229番1号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

施設に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとし、必置職については法令が定める人員基準による。

- 一 施設長 1名

施設長は施設の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 医師（嘱託） 1名

医師は、利用者の健康管理業務を行うとともに適切な医療サービスの提供にあたるものとする。

- 三 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者に対する相談サービスの提供にあたるものとする。

- 四 看護職員 2名

看護職員は、利用者の保健衛生業務を行うとともに看護サービスの提供にあたるものとする。

五 介護職員 20名

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供に当たるものとする。

六 栄養士 1名

栄養士は、利用者に対する栄養管理サービスの提供にあたるものとする。

七 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者に対する施設サービス計画（ケアプラン）の作成などのサービスの提供にあたるものとする。

八 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

九 事務員 若干名

事務員は、施設の管理運営に係わる事務処理を行う。

（入所定員）

第5条

施設の入所定員は、50名（1ユニット10名ずつの5ユニット）とする。

（事業の内容）

第6条

施設は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- 三 健康管理
- 四 療養上の世話
- 五 その他必要とするサービスの提供

（利用料）

第7条

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担として1割の支払を受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

- 一 食費
- 二 居住費
- 三 理美容代
- 四 その他、電気代等日常生活上の便宜の提供に係わる費用

3. 当施設の利用料は、【契約書別紙】に掲げるとおりとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第8条

利用者は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 利用者が外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。
3. 外来者が利用者と面会しようとするときは、受付用紙にその旨記入しなければならない。
4. 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がないかぎり、努めて受診しなければならない。
5. 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のため施設に協力しなければならない。
6. 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長または生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第9条

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きくして静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと
- 三 指定した場所以外で喫煙し、または施設内で火気を用いること
- 四 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すこと
- 五 金銭または物品のたのみ事をする事
- 六 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること
- 七 無断で物品の位置、または形状を変えること

(指示・指導)

第10条

施設長は、利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合においては、適切な指示・指導を行い、さらに従わないときは、退所させることができる。

(非常災害対策)

第11条

施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練（うち1回は夜間を想定）を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(要望又は苦情等の処理)

第 13 条

利用者及び扶養者は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情について、生活相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。また、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができる。

(事故発生時の対応)

第 14 条

施設サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者のご家族等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償を行うものとする。

尚、細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

(記録の整備)

第 15 条

施設は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 施設サービス計画（ケアプラン）その他入居生活介護の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(身体の拘束等)

第 16 条

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

(感染症及び食中毒への対応)

第 17 条

感染症及び食中毒の予防とまん延の防止対策を検討する為に指針を別に策定し、感染予防対策委員会を設置し、利用者の安全確保を図ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定)

第19条

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入居させない。

2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3. 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

平成21年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

平成30年 8月 1日改正

令和 3年 3月31日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 5年12月 1日改正

令和 6年 3月28日改正

令和 6年 4月 1日改正